

守口市立錦中学校P・T・A規約

令和6年4月1日現在

第1章 総則

- 第1条 本会は守口市立錦中学校P・T・Aといい、事務局を守口市立錦中学校内におく。
- 第2条 本会は会員相互の協力により学校と家庭と社会との関係を一層緊密にして、生徒の福祉を増進し、家庭並びに社会生活の水準を高めることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の基本方針に則り会務を遂行する。
- (1) 本校教育の基本方針に則り、生徒及び地域生活文化の向上を本旨とする民主的団体として活動すること。
 - (2) 生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関に加盟し、又は協力すること。
 - (3) 本会はみだりに学校の管理運営や教員の人事には干渉してはならない。
 - (4) 公立学校に対する市費の適正な支出を確保するために協力すること。
- 第4条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定めて規制に運用するものとする。

第2章 会員

- 第5条 本会の会員となることのできる者は本校に在籍する生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び本校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）とし、加入は任意である。ただし学区内に在住し特に教育に関心を持つ者は、希望又は推せんにより役員会の承認をえて会員となることができる。
- 第6条 1 すべて会員は、本会の役員及び委員になること、総会に出席して議案を審議し、賛否を表明し動議を提出すること及び会計を閲覧することができる。ただし、校長は役員にはなれないが、職責上各種会合（会計監査委員会を除く）に出席して意見を述べる事ができる。
- 2 会員はすべて所定の会費を納めねばならない。

第3章 役員

- 第7条 本会の役員は次のとおりとする。
- (1) 会 長 1名 保護者
 - (2) 副会長 1名 保護者（会長が選出されないときは2名）
 - (3) 書 記 1名 保護者又は教職員
 - (4) 会 計 2名 保護者又は教職員
 - (5) 総 務 1～2名 保護者又は教職員
- 第8条 生徒を愛し民主主義と教育に理解を有する会員で公選による公職者でない者は別に定める役員及び会計監査委員に選出されることができる。
- 第9条 役員の任期は1ヵ年とする。ただし再任することを妨げない。
- 第10条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会の代表者であって、総会及び実行委員会を招集し、特別委員会の委員を委嘱しかつ、総会の決議事項を忠実に執行する責を有する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理を務め、会長が欠けたとき及び会長が選出されないときはその職務を行う。
 - (3) 書記は総会、役員会の議事を記録保管し、又各種会合の開催を通知する。ただし、書記をたすけるため必要のある場合、会長の推せんによって書記補をおくことができる。
 - (4) 会計は本会の一切の会計事務を処理し、会計監査委員の監査を経て、決算を総会に報告する責を有する。又、会計簿はいつでも、会員の閲覧に供することができるように準備しておかねばならない。ただし、会計をたすけるため必要のある場合、会長の推せんによって会計補をおくことができる。
 - (5) 総務は行事の計画調整を計り、併せて本会の諸活動を統轄する。

第4章 会計監査委員

- 第11条 本会の会計を監査するために2名の会計監査委員をおく。
- 第12条 会計監査委員の選出については別に定める。
- 第13条 会計監査委員の任務は次のとおりである。
- (1) 会計監査委員は当年度における一切の会計出納に関し、年1回期日を定めて監査し、その結果を総会に報告しなければならない。ただし、総会が監査を要求したときは臨時監査を行わねばならない。
 - (2) 会計監査委員は役員会に出席することができる。

第14条 会計監査委員の任期は1ヵ年とする。ただし再任することを妨げない。

第5章 総会

第15条 総会は本会の最高議決機関である。

第16条 1 総会は会員の3分の1以上の出席者がなければ成立しない。ただしやむをえない事情により出席できない会員は委任状を会長に提出してこれに代えることができる。

2 議事は出席会員（委任状を含む）の2分の1以上の賛成がなければ議決することができない。

第17条 総会は年2回開かねばならない。ただし会長が必要と認めたとき、又は会員の10分の1以上の要求があったときは、その都度開かねばならない。

第18条 総会を開くには、遅くとも3日以前にその日時・場所及び議題を予め全会員に通知しなければならない。

第19条 総会の議長はその都度構成会員中から選出する。

第20条 次の事項は総会において審議し、又は承認を得なければならない。

- (1) 新役員及び会計監査委員の選出
- (2) 規約又は役員選出細則の改正
- (3) 予算及び事業計画
- (4) 会務及び決算報告
- (5) 他団体への加入脱退
- (6) その他重要な事項

第6章 役員会

第21条 役員会は役員及び教職員代表1名を以て構成する。

第22条 役員会の任務は次のとおりである。

- (1) 会員からの提案に基づき立案された行事計画の審議検討
- (2) 総会に提出する報告書並びに議事日程の作成
- (3) 必要ある場合には特別委員会の設置
- (4) 年度予算案の作成審議
- (5) 総会の決議によって委任された事項並びに緊急事項の処理

第23条 1 役員会は原則として毎学期1回開く他、会長が必要と認めた時に開く。

2 役員会は役員の2分の1以上出席しなければ成立しない。

3 役員会の議長には会長が当る。

第7章 特別委員会

第24条 1 特別委員会は特定の目的を遂行する必要があるとき、総会の承認を得て設置する。

2 特別委員会は所定の任務を完了したとき自動的に解散する。

3 特別委員は会長がこれを委嘱する。

第8章 役員候補者指名委員会

第25条 役員候補者指名委員会は次年度の役員及び会計監査委員候補者を選出する。

第9章 会計

第26条 本会の経費は会費、事業収入及び自発的な寄付金で支弁する。

第27条 本会の会費は月額1口200円とする。（1世帯につき）

第28条 本会の資産は第1章第2条の目的以外には支出又は使用してはならない。

第29条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 改正

第30条 この規約は総会において出席会員（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。

第11章 補足

- 第31条 本会に総会の決議を経て顧問及び相談役をおくことができる。
- 第32条 この規約は昭和55年5月2日から施行する。
- 昭和63年3月5日改正
平成2年11月18日改正
平成23年4月23日改正
平成24年4月20日改正
平成28年4月22日改正
平成31年3月7日改正
令和5年3月13日改正
令和6年3月13日改正

役員選出細則

- 第1条 この細則は守口市立錦中学校PTA規約第7条、第11条及び第25条に基づいて定める。
- 第2条 指名委員会は、役員により構成する。
- 第3条 指名委員会は、役員候補者を指名するときには事前に被指名者の同意を得なければならない。
- 第4条 指名委員は役員候補者の氏名を3月総会までに全会員に通知しなければならない。
- 第5条 選出された役員及び会計監査委員は4月1日に就任する。
- 第6条 指名委員会は3月総会で役員及び会計監査委員選出後に解散する。
- 第7条 会長以外の役員及び会計監査委員に欠員がでたときは役員会でこれを補充し任期は残任期間とする。
- 第8条 この細則は総会において出席会員（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。
- 第9条 この細則は昭和55年5月2日から施行する。
- 昭和63年3月5日改正
平成2年11月18日改正
平成23年4月23日改正
平成24年4月20日改正
平成28年4月22日改正
令和5年3月13日改正
令和6年3月13日改正